

証券コード 7448
平成29年5月1日

株 主 各 位

東京都渋谷区元代々木町30番13号
株式会社ジーンズメイト
代表取締役社長 富 澤 茂

第57期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第57期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年5月17日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年5月18日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時20分）
2. 場 所 東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社東京証券取引所 東証ホール（2階）
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第57期（平成28年2月21日から平成29年2月20日まで）事業報告および計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第8号議案 会計監査人選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参いただきますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.jeansmate.co.jp>) に掲載させていただきます。
 - ◎総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(平成28年2月21日から
平成29年2月20日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用環境には改善が見られるものの、個人消費は先行き不透明な状況で推移しました。

このような経営環境のもと、当社では「再生への挑戦」をスローガンに掲げ、業績の回復と安定成長への基盤づくりに向けて取り組んでまいりました。

商品面におきましては、上期はMA-1タイプのジャケットや人気キャラクターとのコラボアイテム、「Tシャツデザインコンテスト」で商品化したプリントTシャツ類が好調に推移しました。汗染みが目立たない特殊加工を施した「ゼロステイン」のTシャツシリーズはメンズ・レディース合わせて累計で約5万枚を販売する大ヒットとなりました。下期はMA-1タイプのジャケットに加えアメカジブランドを中心としたパーカ・トレーナー等のスウェット類が好調に推移しました。また、豊富なデザインの裏ボアシリーズなど付加価値の高さと値頃感を兼ね揃えた商品は期待通り高い支持を得られました。一方で、5ポケットを中心とした定番のボトムス類は期を通して苦戦を強いられました。

販売促進面におきましては、メルマガ会員の獲得に注力し、当事業年度末の会員数は前期末から7万人純増の27万人となりました。また、新聞折込広告を前事業年度より増やすとともに、店頭でのクーポン付きチラシの手配りやSNSを利用した定期的な情報発信などに取組み、集客・再来店増加に努めました。

店舗展開におきましては、「Blue Standard」を2店舗出店し、「ワケあり本舗」から「JEANS MATE」へ1店舗業態変更するとともに、不採算店舗の整理促進のため10店舗を退店いたしました。また、「OUTDOOR PRODUCTS」のフランチャイズショップ（実店舗5店舗とZozotown）を株式会社サンマリノより承継し平成28年10月1日より運営を開始いたしました。これらの結果、当事業年度末の総店舗数は91店舗（うち24時間営業店舗は「JEANS MATE」17店舗）となりました。

以上の結果、売上高は91億95百万円（前期比1.2%減）となりました。既存店の業績としましては、下期に入り客単価が低下したことで売上高は前期比99.3%と若干の未達で終わったものの客数は同102.8%となり、長年続いていた既存店の縮退に歯止めをかけることができました。また当事業年度の重点施策でもありましたEコマースについては、ZOZOTOWNやマガシークに出店し、計画を大きく上回る売上を獲得することができました。

利益面では、売上総利益率が積極的な在庫処分等により前年同期より2.1ポイント低下したことや、減損損失・退店関連費用を計上したこと等により営業損失8億29百万円（前期は営業損失6億63百万円）、経常損失8億円（前期は経常損失6億29百万円）、当期純損失12億4百万円（前期は当期純損失5億46百万円）となりました。

部門別の売上高は次のとおりであります。

部 門	売 上 高	構 成 比	前 期 比
	千円	%	%
ボトムス (ジーンズ、カジュアルパンツ他)	2,627,230	28.6	92.2
トップス (シャツ、Tシャツ、ジャケット他)	4,664,542	50.7	102.5
小 物 (ソックス、雑貨他)	1,903,571	20.7	99.8
計	9,195,344	100.0	98.8

② 設備投資の状況

当事業年度の設備投資の総額は298百万円（敷金および保証金含む。）であり、当事業年度中の新規出店は次の7店舗であります。

店 名	所 在 地	出店年月
Blue Standard イオンモール堺鉄砲町店	大 阪 府 堺 市	2016年3月
Blue Standard セブンパークアリオ柏店	千 葉 県 柏 市	2016年4月
OUTDOOR PRODUCTS テラスモール湘南店	神 奈 川 県 藤 沢 市	2016年10月
OUTDOOR PRODUCTS ららぽーと和泉店	大 阪 府 和 泉 市	2016年10月
OUTDOOR PRODUCTS ららぽーと新三郷店	埼 玉 県 三 郷 市	2016年10月
OUTDOOR PRODUCTS あべのキューズモール店	大 阪 市 阿 倍 野 区	2016年10月
OUTDOOR PRODUCTS セブンパークアリオ柏店	千 葉 県 柏 市	2016年10月

(2) 財産および損益の状況の推移

区 分	第54期 (自25. 2. 21 至26. 2. 20)	第55期 (自26. 2. 21 至27. 2. 20)	第56期 (自27. 2. 21 至28. 2. 20)	第57期 (自28. 2. 21 至29. 2. 20)
売上高(千円)	9,924,912	9,818,589	9,308,178	9,195,344
経常利益又は損失(△)(千円)	△630,749	75,900	△629,293	△800,580
当期純損失(△)(千円)	△756,979	△46,252	△546,841	△1,204,522
1株当たり当期純損失(△)(円)	△69.27	△4.23	△50.05	△110.16
総資産(千円)	7,059,101	6,886,547	5,958,762	5,617,889
純資産(千円)	5,341,924	5,294,364	4,746,321	4,186,672
1株当たり純資産額(円)	488.88	484.57	434.46	291.26

(3) 対処すべき課題

当社は平成29年2月20日をもってRIZAPグループ株式会社の連結子会社となりました。新事業年度を第二創業と位置付け、RIZAPグループのブランディングやマーケティングに関するノウハウを活かし、「JEANS MATE」のリブランディング、商品力強化、販売力強化、業務再構築等に取り組み、事業基盤の拡大を目指してまいります。

当期末の商品在庫数量を前期末より約2割削減するなど、商品政策改善のための環境は整備できつつあり、既に売場、マーケティング、秋冬シーズンに向けた商品開発や販売計画の見直し等に着手しております。

① 「JEANS MATE」のリブランディング

「JEANS MATE」に対する消費者イメージやカジュアル衣料品業界内での自社のポジショニング状況を客観的・定量的に把握するとともに、新しいブランドコンセプトの設計を当該分野におけるノウハウを持つRIZAPグループや外部コンサルティング会社との協業により実施し、それに基づく効果的施策の検討、新しい「JEANS MATE」ロゴデザインの店舗看板への更新や売場の刷新を順次進めております。

また、「ワケあり本舗」や「STREET」等細分化していた業態を順次「JEANS MATE」に転換し、「JEANS MATE」ブランドを育成・拡大していくことに集中投資いたします。

② 商品力強化

当社は従来OTB（在庫量に応じた仕入量調整）形式により仕入・在庫管理

を行っておりましたが、MD計画販売形式に移行してまいります。既に当事業年度末の商品在庫数量は前年同期末より約2割削減し、鮮度の高い売場を整える準備を行っております。今後は単品ごとの販売計画管理を強化し、トレンド商品や高付加価値商品をより適時・適量で調達いたします。

また、経験豊富な一流のパタンナーを登用し、オリジナルジーンズの開発に着手するとともに、プライベートブランド商品や別注商品の魅力を飛躍的に向上させる体制を構築いたします。

③ 販売力強化

上述②の通りMD計画販売形式に移行することに合わせ、広告等のマス向け施策や販促施策、VMD（ビジュアル・マーチャンダイジング）等の売場演出を全て連動させ、商品、販促、販売の連携サイクルの精度向上を図ります。

また、営業時間短縮を含め運営効率の改善を行い、来客の多い時間帯にスタッフを集中投入するとともに、スタッフの商品知識と顧客コミュニケーション能力を高め、販売力の向上を図ります。

インターネット通販（EC）においては売上規模拡大と収益性向上をより加速させるための基盤強化を実施いたします。サイト利便性や機能性を強化するとともに、新商品紹介や販売スタッフによるスタイリング提案等をメルマガ、SNSで発信することにより、サイト誘導性と店舗への来店喚起を相互に強化してまいります。

また、当社ではECにおいてのみ会員情報を保有しておりますが、今後は実店舗でも会員制度を導入し、顧客情報分析機能の向上や販売チャネル間の相互送客を図り、客数拡大を目指してまいります。将来的にはRIZAPグループ企業の会員との連携も視野に入れた顧客制度の構築を行います。

④ 業務再構築

顧客の嗜好変化に機動的に対応するため、これまでの業務プロセスを抜本的に見直します。

前述のMD計画販売への移行により、店頭フェイスプランを活用した、適時・適量の仕入コントロールを行います。また、単品別販売計画に基づき、ファーストセラー・スローセラーの早期見極めを行い、好調商品群の早期拡充による販売機会ロスの最小化や不稼働商品への迅速な在庫消化対応を強化いたします。これにより商品回転率の向上と値引率の抑制に繋げ、MDサイクル全体の最適化を目指してまいります。

なお、当社の事業年度は毎年2月21日から翌年2月20日までとしておりますが、RIZAPグループ株式会社と事業年度を一致させることにより、連結決算ならびに業績開示等をより適切に行うことを目的とし、これを毎年4月1日から翌年3月31日までといたします。これに伴い移行期間となる次期（第58期）は、平成29年2月21日から平成30年3月31日までの13か月11日間といたします。

(4) 重要な親会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社はRIZAPグループ株式会社で、同社は当社の普通株式の9,198,809株（議決権比率64.55%）を保有しております。

② 親会社との間の取引に関する事項

イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、当該取引をするに当たっては、少数株主の保護のため、当該取引の必要性及び取引条件が第三者との通常の取引と著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は、親会社からの独立性確保の観点も踏まえ、独立社外取締役からも当社経営に対する適切な意見を得ながら、取締役会において多面的な議論を経たうえで、当該取引の実施の可否を決定しております。

事業運営に関しては、取締役会を中心とした当社独自の意思決定に基づき業務執行をしており、上場企業としてのお互いの立場を尊重しつつ経営の独立性を確保しながら、適切に経営及び事業活動を行っております。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

(5) 主要な事業内容（平成29年2月20日現在）

当社はカジュアルウェアや雑貨等を販売する専門店チェーンであります。平成29年2月20日現在で「JEANS MATE」業態68店舗、「ワケあり本舗」業態6店舗、「Happy Door」業態1店舗、「Blue Standard」業態8店舗、「STREET」業態2店舗、「comfort blue」業態1店舗、「OUTDOOR PRODUCTS」業態5店舗の計91店舗を展開しております。

出店形態は駅周辺や繁華街等の集客力のある商業集積地へのビルイン出店を軸に、ショッピングセンター内テナント出店などドミナントエリアを形成しつつあります。

(6) 主要な事業所および店舗（平成29年2月20日現在）

本 社	東京都渋谷区元代々木町30番13号
戸田物流センター	埼玉県戸田市笹目8丁目9番10号
店 舗	JEANS MATE 68店舗 東京32、神奈川13、千葉4、埼玉11、愛知2、大阪3、広島2、福岡1
計91店舗	
	ワケあり本舗 6店舗 東京1、神奈川1、愛知1、三重1、大阪1、兵庫1
	Happy Door 1店舗 広島1
	Blue Standard 8店舗 千葉1、埼玉1、静岡1、大阪3、山口1、福岡1
	STREET 2店舗 千葉2
	comfort blue 1店舗 東京1
	OUTDOOR PRODUCTS 5店舗 神奈川1、千葉1、埼玉1、大阪2

(7) 従 業 員 の 状 況（平成29年2月20日現在）

事業部門の名称	従業員数(名)	前事業年度末比増減(名)	平 均 年 齢	平均勤続年数
店 舗	72(504)	10(△33)	33歳9ヶ月	9年9ヶ月
物流センター	2(0)	△1(0)	46歳0ヶ月	25年3ヶ月
本 社	47(19)	0(4)	42歳1ヶ月	18年1ヶ月
合計または平均	121(523)	9(△29)	37歳2ヶ月	13年3ヶ月

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は()内に1人1ヶ月172.0時間換算による年間の平均人員を外数で記載しております。
2. △はマイナスを表しております。

2. 会社の株式に関する事項（平成29年2月20日現在）

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 14,374,356株（自己株式1,727,110株を除く。）
- (3) 株 主 数 7,915名
- (4) 大 株 主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
R I Z A P グ ル ー プ (株)	9,198千株	63.99%
ジーンズメイト従業員持株会	270	1.88
内 藤 征 吾	208	1.45
日 本 証 券 金 融 (株)	204	1.42
(株) S B I 証 券	153	1.07
楽 天 証 券 (株)	100	0.70
神 野 宏 一	91	0.63
日本トラスティ・サービス信託銀行㈱（信託口5）	68	0.47
日本トラスティ・サービス信託銀行㈱（信託口6）	66	0.46
日本トラスティ・サービス信託銀行㈱（信託口3）	65	0.46

（注） 持株比率は自己株式（1,727,110株）を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（平成29年2月20日現在）

役 名	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長	西 脇 昌 司	(有)ケン・アンド・ティール・ニシワキ取締役
代表取締役社長	富 澤 茂	
代表取締役専務	砂 田 真 一	
取締役	大 塚 隆 平	
常勤監査役	藤 村 道 明	
監査役	加 納 治 夫	税理士
監査役	林 原 菜 穂 子	弁護士

- (注) 1. 取締役大塚隆平氏は、社外取締役であります。なお、同氏は株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査役加納治夫氏および林原菜穂子氏は、社外監査役であります。なお、両氏は株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 監査役加納治夫氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しているものであります。
4. 監査役林原菜穂子氏は、弁護士として企業法務および税務に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しているものであります。
5. 当社は執行役員制度を導入しております。
平成29年2月20日現在の執行役員は、次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
執行役員	相 庭 了	商品部長

なお、当社はガバナンスの強化から、執行責任を明確化し、また、経営の効率化と意思決定の迅速化を目的として、従来の雇用型執行役員制度を廃止し、委任型の執行役員制度を平成29年3月1日付で導入いたしました。導入に伴い、相庭 了氏は雇用型執行役員を退任し、平成29年3月1日時点の執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
執行役員	宇 山 敦	商品本部 本部長
執行役員	高 橋 慎 二	商品本部 テクニカルクリエイター
執行役員	三 好 秀 樹	営業本部 本部長

(2) 当事業年度中の取締役および監査役の異動

- ① 就任
該当事項はありません。
- ② 退任
該当事項はありません。
- ③ 異動
該当事項はありません。

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	4名 (1)	42百万円 (5)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	3 (2)	6 (5)
合 計	7	49

- (注) 1. 取締役の支給額には、従業員兼務取締役の従業員分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成5年5月14日開催の第33期定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、従業員分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成19年5月17日開催の第47期定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。
4. 上記のほか、本総会をもって退任予定の監査役に対し支払予定の役員退職慰労金は下記のとおりであります。
- 退任予定監査役2名 7百万円（内、社外監査役1名 0百万円）
- なお、役員退職慰労金の支給につきましては、平成19年5月17日開催の定時株主総会において、役員退職慰労金廃止に伴い打ち切り支給する旨、決議をいただいております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外役員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が規定する額としております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

		主な活動状況
社外取締役	大 塚 隆 平	当事業年度開催の取締役会全20回のうち20回に出席し、企業経営者としての専門的見地から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
社外監査役	加 納 治 夫	当事業年度開催の取締役会全20回のうち20回に出席し、また、監査役会全12回のうち12回に出席し、税理士としての専門的見地から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
社外監査役	林 原 菜 穂 子	当事業年度開催の取締役会全20回のうち20回に出席し、また、監査役会全12回のうち12回に出席し、弁護士としての専門的見地から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名 称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報 酬 等 の 額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間および監査報酬の推移並びに過年度の監査計画との実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役・従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 内部統制システムの一環として社長直轄の内部監査室を設置しており、業務活動の全般に関し、方針・計画・手続の妥当性や業務執行の有効性等についての監査を実施しており、業務改善に向け具体的な助言・勧告を行う。
- ② 経営の透明性とコンプライアンス経営および法令遵守の観点から法律顧問契約を締結している弁護士と日常の法律問題に関する情報を交換し、これに対する意見を聴取しつつ日常発生する法律問題全般に関して助言と指導を適時受けられる体制を設けるものとし、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する体制をとっている。
- ③ 会社規則の制定および運用状況の検証を行う。
- ④ 平成19年2月21日制定の当社コンプライアンス規程第7条第3項に基づき、暴力団等の反社会的活動、暴力、不当な要求をする人物および団体に対しては警察、顧問弁護士とも連携の上、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 株主総会議事録、取締役会議事録、監査役会議事録、稟議書、各種契約書、その他職務の執行に係る重要情報を文書管理規程に従い適切に保存・管理する。
- ② 情報の不正使用および漏洩の防止を徹底すべく、効果的な情報セキュリティ施策を推進する。
- ③ 個人情報の管理については、法令はもとより、ガイドライン等を遵守するとともに、社内研修・モラル教育の実施および管理意識の醸成と浸透に努めるほか、情報漏洩、不正アクセス等の防止のため、アクセス可能者の制限・パスワード管理をはじめとするセキュリティ体制を確立する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理については、危機管理規程、防災マニュアルを定めるとともに、各部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行い、必要に応じ研修、マニュアルの作成・配布等を行う。
- ② 新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は速やかに対応責任者となる取締役を定める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定例の取締役会を毎月開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- ② 「迅速かつ的確な経営および執行判断」を補完する機関として、本社課長職以上を構成員とする経営会議を週1回定例開催し、経営課題の検討および報告をする。
- ③ 業務の運営については、将来の事業環境を踏まえて中期経営計画および各年度予算を策定し、全社的な目標を設定する。

(5) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき従業員の設置を求めた場合には、当社の従業員から監査役補助者を任命する。

(6) 前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役補助者は、取締役の指揮命令に服さないものとする。これらの者の異動、懲戒については監査役会の同意を得るものとする。
- ② 監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しない。

(7) 取締役および従業員が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役および従業員は、法令に違反する事実、会社に着しい損害を与える恐れのある事実を発見したときには、監査役に対して当該事実を速やかに報告しなければならない。
- ② 取締役および従業員は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならない。
- ③ 「内部通報処理規程」等の社内規程に基づき、通報者に対し、当該通報したことを理由として不利益な取り扱いを行わないこととする。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、社内において実施される会議に参加できる。
- ② 監査役と代表取締役との間に、定期的な意見交換会を設定する。
- ③ 当社は、監査役がその職務の執行について、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの構築を行う。

また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うことにより金融商品取引法およびその他の関係法令等に対する適合性を確保する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当社では、事業の継続・安定的発展を確保することを目的とし、コンプライアンスの推進、リスクマネジメントの強化に取り組んでおります。これらをはじめ、業務の適正を確保するための体制の当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりです。

1. コンプライアンス体制

当社は使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、適宜会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。また、当社は内部通報処理規程により相談・通報体制を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

2. リスク管理

経営における重大な損失、不利益等を最小限にするため、リスクの把握・評価・対応策等によるリスク管理を適宜取締役会で協議を行うなど、リスク管理の強化を図っております。

3. 取締役の職務執行

定時取締役会を月に1回、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、取締役会には各取締役のほか、独立性を保持した監査役も出席し、重要な職務執行に関する意思決定を監督しております。

当事業年度につきましては、取締役会を20回開催しております。

4. 監査役の職務執行

当事業年度においては監査役会を12回開催しており、常勤監査役からの会社の状況に関する報告および監査役相互による意見交換等が行われております。

また、監査役は、取締役会を含む重要な会議への出席や代表取締役、会計監査人および内部監査室と定期的な情報交換を行い、取締役の職務執行について監視をしております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(平成29年 2 月20日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	4,108,040	流 動 負 債	836,941
現 金 及 び 預 金	1,312,679	買 掛 金	226,930
売 掛 金	207,251	リ ー ス 債 務	33,109
有 価 証 券	1,202,650	未 払 金	386,472
商 品	1,251,517	未 払 住 民 税 等	55,284
前 払 費 用	65,184	賞 与 引 当 金	25,622
未 収 入 金	46,362	店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金	33,317
そ の 他	22,394	資 産 除 去 債 務	25,072
固 定 資 産	1,509,849	そ の 他	51,133
有 形 固 定 資 産	—	固 定 負 債	594,275
建 物	1,839,370	リ ー ス 債 務	117,693
減価償却累計額及び減損損失累計額	△1,839,370	資 産 除 去 債 務	379,758
構 築 物	140,651	長 期 前 受 収 益	91,930
減価償却累計額及び減損損失累計額	△140,651	そ の 他	4,894
車 両 運 搬 具	1,264	負 債 合 計	1,431,216
減価償却累計額及び減損損失累計額	△1,264	(純 資 産 の 部)	
工 具、器 具 及 び 備 品	930,438	株 主 資 本	4,186,461
減価償却累計額及び減損損失累計額	△930,438	資 本 金	2,338,387
リ ー ス 資 産	24,582	資 本 剰 余 金	2,448,009
減価償却累計額及び減損損失累計額	△24,582	資 本 準 備 金	2,448,009
投 資 そ の 他 の 資 産	1,509,849	利 益 剰 余 金	660,506
敷 金 及 び 保 証 金	1,503,202	利 益 準 備 金	134,089
長 期 未 収 入 金	170,260	そ の 他 利 益 剰 余 金	526,417
そ の 他	6,646	別 途 積 立 金	1,500,000
貸 倒 引 当 金	△170,260	繰 越 利 益 剰 余 金	△973,582
		自 己 株 式	△1,260,441
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	211
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	211
		純 資 産 合 計	4,186,672
資 産 合 計	5,617,889	負 債 ・ 純 資 産 合 計	5,617,889

損 益 計 算 書

(自 平成28年 2月21日 至 平成29年 2月20日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	9,195,344
売 上 原 価	5,082,910
売 上 総 利 益	4,112,434
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	4,942,332
営 業 損 失 (△)	△829,897
営 業 外 収 益	
有 価 証 券 利 息	15,573
受 取 賃 貸 料	21,125
営 業 補 償 金	10,000
そ の 他	11,010
営 業 外 費 用	
株 式 交 付 費	3,970
為 替 差 損	2,895
賃 貸 費 用	21,125
そ の 他	400
経 常 損 失 (△)	△800,580
特 別 損 失	
減 損 損 失	279,833
店 舗 閉 鎖 損 失	51,036
店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金 繰 入 額	33,317
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)	△1,164,767
住 民 税	39,754
当 期 純 損 失 (△)	△1,204,522

株主資本等変動計算書

(自 平成28年 2月21日 至 平成29年 2月20日)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本合計	
		資 本 準備金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金				利 益 剰余金 合 計
					別 途 積立金	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	2,015,812	2,125,434	2,125,434	134,089	2,000,000	△269,060	1,865,028	△1,260,351	4,745,924
当 期 変 動 額									
別途積立金の取崩	—	—	—	—	△500,000	500,000	—	—	—
新株の発行	322,575	322,575	322,575	—	—	—	—	—	645,150
当期純損失(△)						△1,204,522	△1,204,522		△1,204,522
自己株式の取得								△90	△90
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	322,575	322,575	322,575	—	△500,000	△704,522	△1,204,522	△90	△559,462
当 期 末 残 高	2,338,387	2,448,009	2,448,009	134,089	1,500,000	△973,582	660,506	△1,260,441	4,186,461

	評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	397	397	4,746,321
当 期 変 動 額			
別途積立金の取崩	—	—	—
新株の発行	—	—	645,150
当期純損失(△)			△1,204,522
自己株式の取得			△90
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△185	△185	△185
当期変動額合計	△185	△185	△559,648
当 期 末 残 高	211	211	4,186,672

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

なお、取得価額と債券金額との差額が金利の調整と認められるものについては、償却原価法によっております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

移動平均法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6～18年

工具、器具及び備品 5～10年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

均等償却

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3) 店舗閉鎖損失引当金

店舗退店に伴い発生する損失に備えるため、退店関連損失見込額を計上しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の処理

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を充たす場合には、振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………為替予約

ヘッジ対象……………外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

為替予約は、輸入仕入等に係る為替変動リスクを軽減する目的で、外貨建予定取引の決済に必要な範囲内で行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動を比較し、両者の変動額を基礎にして判断しております。

(2) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(3) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(会計方針の変更に関する注記)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する

実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産の内容は次のとおりであります。
現金及び預金(定期預金)(注) 72,000千円
(注) 銀行信用状発行の担保に供しております。
2. 監査役に対する金銭債務 7,262千円
監査役に対する金銭債務は、将来の退任時に支給する退職慰労金に係る債務であります。

(損益計算書に関する注記)

1. 営業補償金
店舗が入居しているビルの建替えに伴う営業補償金であります。
2. 減損損失
当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しております。
(単位：千円)

都道府県	用途	種類	減損損失
東京都 神奈川県等	店舗	建物	112,928
		器具備品	22,279
		その他	847
		計	136,055
東京都	共用 資産	リース資産	141,820
		ソフトウェア	1,956
		計	143,777
合 計			279,833

資産のグルーピングは、継続的に損益の把握を行っている店舗単位とし、本部設備等を共用資産としております。全社の収益性が低下したことを受け、店舗及び共用資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(279,833千円)として計上いたしました。当該資産の回収可能価額は使用価値により算定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため回収可能価額は零として評価しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度末における発行済株式の種類及び数
普通株式 16,101,466株
新株の発行(第三者割当増資)により3,450,000株増加しております。
2. 当事業年度末における自己株式の種類及び数
普通株式 1,727,110株
3. 配当に関する事項
 - (1) 配当金支払額
該当事項はありません。
 - (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
該当事項はありません。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）

賞与引当金	7,907千円
たな卸資産評価損	9,018千円
その他	25,875千円
繰延税金資産（流動）小計	42,800千円
評価性引当額	△42,800千円
繰延税金資産（流動）合計	－千円

繰延税金資産（固定）

減損損失	201,996千円
貸倒引当金	52,133千円
資産除去債務	124,019千円
繰越欠損金	2,597,744千円
その他	7,318千円
繰延税金資産（固定）小計	2,983,212千円
評価性引当額	△2,983,212千円
繰延税金資産（固定）合計	－千円
繰延税金資産合計	－千円

繰延税金負債（固定）

その他有価証券評価差額金	94千円
繰延税金負債（固定）合計	94千円
繰延税金負債の純額	94千円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

設備計画に照らして、必要な資金を常に確保しております。一時的な余資は流動性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、取引先等の信用リスクに晒されております。有価証券は、満期保有目的の債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。敷金及び保証金は主に新規出店時に係る契約先への預け入れ、また長期未収入金は退店した店舗の未返還の敷金及び保証金であり、契約先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は決算日後7年以内となっております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクを軽減することを目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項 (1) ヘッジ会計の処理」をご参照下さい。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、内部管理規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て、実需の範囲内で行っております。

② 信用リスク(取引先の契約不履行に係るリスク)の管理

売掛金及び未収入金については、取引先の信用状況を監視するとともに、取引先ごとの債権残高を随時把握することによってリスクの軽減を図っております。

敷金及び保証金並びに長期未収入金については、差入先の信用状況を定期的に監視することを通じて、リスクの軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引先相手を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

③ 流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画表を作成・更新するとともに、手元流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年2月20日(当事業年度の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。(注2)参照)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	1,312,679	1,312,679	—
(2) 売掛金	207,251	207,251	—
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	1,199,999	1,200,288	289
(4) 未収入金	46,362	46,362	—
(5) 敷金及び保証金	1,503,202	1,501,607	△1,595
(6) 長期未収入金	170,260		
貸倒引当金(※)	△170,260		
	—	—	—
資産計	4,269,495	4,268,188	△1,306
(1) 買掛金	226,930	226,930	—
(2) リース債務	150,802	150,275	△526
(3) 未払金	386,472	386,472	—
(4) 未払住民税等	55,284	55,284	—
負債計	819,488	818,962	△526

(※) 長期未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(4) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 有価証券

取引金融機関から提示された価格によっております。なお、有価証券は満期保有目的の債券として保有しております。

- (5) 敷金及び保証金

返還予定時期に基づき、合理的に見積った将来キャッシュ・フローをその期間に応じた無リスクの利率で割り引いた現在価値によっております。

- (6) 長期未収入金

回収見込額に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

- (1) 買掛金、(3) 未払金、(4) 未払住民税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (2) リース債務

元利金の合計額を同様の新規調達を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、リース債務には1年内返済予定のリース債務を含めて表示しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
投資事業有限責任組合への出資	2,651

上記金融商品については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「(3) 有価証券」には含めておりません。

(資産除去債務に関する注記)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗、本社事務所及び倉庫の建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は当該使用見込期間に見合う国債の流通利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	432,295千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	41,904千円
時の経過による調整額	1,237千円
資産除去債務の履行による減少額	<u>△70,607千円</u>
期末残高	404,830千円

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社

種類	会社等の名称	住所	資本金 又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事 者との 関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	RIZAP グループ 株式会社	東京都 新宿区	1,400,750	当社グループ の中長期経営 戦略の立案・ 遂行、グルー プ各社の事業 戦略実行支 援・事業活動 の管理	(被所有) 64.55%	資本業務 提携	第三者 割当増 資(注)	645,150	—	—

(注) 当社が行った第三者割当増資を1株につき187円で引き受けたものであります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	291円26銭
2. 1株当たり当期純損失(△)	△110円16銭

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年4月5日

株式会社 ジーンズメイト
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 阪 田 大 門 ⑩

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 志 賀 健 一 朗⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジーンズメイトの平成28年2月21日から平成29年2月20日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年2月21日から平成29年2月20日までの第57期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

- ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年4月13日

株式会社 ジーンズメイト監査役会

常勤監査役 藤村道明 (印)

社外監査役 加納治夫 (印)

社外監査役 林原菜穂子 (印)

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の業績につきましては、前記事業報告に記載のとおり、誠に遺憾ながら損失計上のやむなきにいたりましたため、今後の事業展開を勘案し、下記のとおり別途積立金を取り崩すことにより損失の補填をさせていただきたいと存じます。

剰余金の処分に関する事項

① 減少する剰余金の項目とその額

別途積立金	1,000,000,000円
-------	----------------

② 増加する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金	1,000,000,000円
---------	----------------

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号。)により、新たな機関設計として、監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。当社は、取締役会の監査・監督機能を一層強化し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図り、経営の健全性と透明性を高めるため、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、関連する定款の一部を変更するものであります。
- (2) 当社の事業年度は、毎年2月21日から翌年2月20日までとしておりますが、当社親会社であるRIZAPグループ株式会社と事業年度を一致させることにより、連結決算ならびに業績開示等をより適切に行うことを目的とし、これを毎年4月1日から翌年3月31日までといたします。これに伴い、関連する定款の一部を変更するものであります。

また、事業年度の変更に伴う経過措置として、新たに附則を設けるものであります。

- (3) その他、上記の変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。
- 本議案における定款変更につきましては、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第 2 章 株 式 (基準日) 第11条 当社は、毎年 2 月 20 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。 2 (記載省略) 第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第19条 当社の取締役は10名以内とする。 (新設) (取締役の選任方法) 第20条 (新設) 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。 <u>2</u> 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。	第 2 章 株 式 (基準日) 第11条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。 2 (現行どおり) 第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は10名以内とする。 <u>2</u> 当社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。 (取締役の選任方法) 第20条 <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> <u>2</u> 当社の取締役(監査等委員である取締役を含む。)は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。 <u>3</u> 取締役(監査等委員である取締役を含む。)の選任については、累積投票によらないものとする。

現行定款	変更案
(新設) (取締役の任期) 第21条 取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 (新設) (新設) (新設) (取締役会の招集) 第22条 取締役会は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代る。	4 <u>監査等委員である取締役の補欠者の選任の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> (取締役の任期) 第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> 4 <u>当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合を備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u> (取締役会の招集) 第22条 取締役会は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代る。

現行定款	変更案
2 取締役会の招集は、各取締役<u>及び各監査役</u>に対し、会日の3日前にその通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 (取締役会の決議方法) 第23条 (条文省略) (取締役会の決議の省略) 第24条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的方法により同意した場合は、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u> (役付取締役) 第25条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長1名を選定し、必要に応じて、会長、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	2 取締役会の招集は、各取締役に 対し、会日の3日前にその通知 を発するものとする。ただし、 緊急の必要があるときは、この 期間を短縮することができる。 (取締役会の決議方法) 第23条 (現行どおり) (取締役会の決議の省略) 第24条 当社は取締役の全員が取締役 会の決議事項について書面また は電磁的方法により同意した場 合は、当該事項を可決する旨の 取締役会の決議があったものと みなす。 (役付取締役) 第25条 取締役会の決議をもって、取締 役(監査等委員である取締役を 除く。)の中から、社長1名を 選定し、必要に応じて、会長、 副社長、専務取締役、常務取締 役各若干名を選定することが できる。

現行定款	変更案
(代表取締役) 第26条 (条文省略) (新設) (取締役会の議事録) 第27条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名捺印または電子署名する。 2 取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。 (取締役の報酬等) 第28条 取締役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。 (取締役の責任免除) 第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。	(代表取締役) 第26条 (現行どおり) (取締役への重要な業務執行の決定の委任) 第27条 当会社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。 (取締役会の議事録) 第28条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名する。 2 取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。 (取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもって定める。</u> (取締役の責任免除) 第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

現行定款	変更案
2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。	2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。
<u>第5章 監査役及び監査役会</u> <u>（監査役及び監査役会の設置）</u>	<u>第5章 監査等委員会</u> <u>（削除）</u>
<u>第30条 当会社に監査役及び監査役会を置く。</u>	
<u>（監査役の数）</u>	<u>（削除）</u>
<u>第31条 当会社の監査役は、4名以内とする。</u>	
<u>（監査役の選任方法）</u>	<u>（削除）</u>
<u>第32条 当会社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u>	
<u>（監査役の任期）</u>	<u>（削除）</u>
<u>第33条 監査役の任期は選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</u>	
<u>2 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。</u>	

現行定款	変更案
<u>3 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに係る定時株主総会開始の時までとする。</u>	
(常勤監査役)	(削除)
<u>第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u>	
(監査役会の招集)	(削除)
<u>第35条 監査役会の招集は、各監査役に対し、会日の3日前にその通知を発するものとする。</u> <u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>	
(監査役会の決議方法)	(削除)
<u>第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き監査役の過半数をもって行なう。</u>	
(監査役会の議事録)	(削除)
<u>第37条 監査役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u>	
<u>2 監査役会の議事録は、10年間本店に備え置く。</u>	
(監査役の報酬等)	(削除)
<u>第38条 監査役の報酬等は、株主総会において定める。</u>	

現行定款	変更案
<u>(監査役の責任免除)</u> <u>第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> (新設) (新設) (新設)	<u>(削除)</u> <u>(監査等委員会の設置)</u> <u>第31条 当社は監査等委員会を置く。</u> <u>(監査等委員会)</u> <u>第32条 監査等委員会は、監査等委員である取締役で組織する。</u> <u>2 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u> <u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>

現行定款	変更案
(中間配当) 第46条 当会社は取締役会の決議により毎年8月20日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める金銭による剰余金の分配（以下、中間配当という。）を行うことができる。 (配当金の除斥期間) 第47条 (条文省略) (新設)	(中間配当) 第42条 当会社は取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める金銭による剰余金の分配（以下、中間配当という。）を行うことができる。 (配当金の除斥期間) 第43条 (現行どおり) 附則 1 平成29年5月開催の第57期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任の取締役会決議による免除については、なお従前の例による。 2 平成29年5月開催の第57期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。 3 第40条（事業年度）の規定にかかわらず、平成29年2月21日から始まる第58期事業年度は、平成30年3月31日までの13カ月11日間とする。なお、本附則は第58期事業年度経過後、これを削除する。

現行定款	変更案
	4 第42条（中間配当）の規定にか かわらず、平成29年2月21日か ら始まる第58期事業年度の中間 配当の基準日は平成29年8月20 日とする。なお、本附則は第58 期事業年度経過後、これを削除 する。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（4名）は任期満了により退任となり、また、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社の株式数
1	トミザワ シゲル 富澤 茂 (昭和42年12月28日生)	平成2年5月 当社入社 平成21年5月 当社営業部長 平成22年3月 当社執行役員営業部長 平成27年5月 当社取締役営業部長 平成27年5月 当社取締役事業本部長兼 営業部長 平成27年10月 当社代表取締役社長 現在に至る	9,468株
	【選任理由】 同氏は、当社において営業部門の統括業務に長年携わり、業務執行に関する豊富な経験を有しておりますことから取締役候補者としたものであります。		
2	スナダ シンイチ 砂田 真一 (昭和27年12月4日生)	平成17年7月 当社入社 平成17年7月 当社総務部長 平成20年8月 当社経営管理部長 平成21年5月 当社取締役管理本部長 平成21年9月 当社専務取締役管理本部長 平成23年2月 当社専務取締役 平成27年10月 当社代表取締役専務 現在に至る	12,700株
	【選任理由】 同氏は、当社において管理部門の統括業務に携わり、業務執行に関する豊富な経験を有しておりますことから取締役候補者としたものであります。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社の株式数
3	ウ ヤマ アツシ 宇 山 敦 (昭和38年5月21日生)	昭和61年4月 (株)レナウン入社 平成12年5月 (株)ファーストリテイリング入社 平成24年8月 E・Land Fashion China CO, LTD入社 技術本部長兼品質本部長 平成27年2月 (株)クロスカンパニー（現、 (株)ストライプインターナ ショナル）入社 商品部執 行役員 平成29年2月 RIZAPグループ(株)入社 ア パレルグループ テクニ カルディレクター 平成29年3月 当社執行役員商品本部長 現在に至る	一株
【選任理由】 同氏は、アパレル業界で培った豊富な経験と幅広い知識を有しており、RIZAPグループ株式会社のアパレル事業を牽引し、企業価値向上を図るために適切な役割を果たしています。 同氏には、当社の商品企画や商品開発等において、その知識と経験を活かし、商品政策全般を統括していただくことを目的に、取締役候補者としたものであります。			

(注) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。本議案は第2号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所 有 する 当社の株式数
1	オオ ツカ リュウ ヘイ 大 塚 隆 平 (昭和17年12月24日生)	昭和40年9月 伊藤萬(株) (現、日鉄住金物産(株)) 入社 昭和58年4月 同社東京繊維本部部長 平成5年4月 住金物産(株) (現、日鉄住金物産(株)) 東京ニット部長 平成7年6月 同社取締役 平成13年6月 同社代表取締役専務 平成15年6月 同社代表取締役副社長 平成20年6月 同社顧問 平成22年12月 同社顧問退任 平成27年5月 当社社外取締役 現在に至る	一株
【選任理由】 同氏は、長年にわたり住金物産(株) (現、日鉄住金物産(株)) の取締役を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することにより、コーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、取締役候補者として選任するものであります。 なお、同氏は現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社の株式数
2	カ ノウ ハル オ 加 納 治 夫 (昭和22年 4 月14日生)	昭和41年 4 月 東京国税局入局 平成 5 年 8 月 税理士開業登録 平成15年 5 月 当社社外監査役 現在に至る	一株
	【選任理由】 同氏は、税理士としての財務および会計に関する専門的な知見を有しており、これらの専門的な知見を当社の監査体制の強化に活かしていただくため、取締役候補者として選任するものであります。また、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。 なお、同氏は現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって14年となります。		
3	ハヤシ バラ ナ オ コ 林 原 菜 穂 子 (昭和38年12月 7 日生)	平成 6 年 4 月 弁護士登録 平成19年 5 月 茉莉花法律事務所開設 平成23年 5 月 当社社外監査役 現在に至る	240株
	【選任理由】 同氏は、弁護士として培われた専門的な知識、経験等を有しており、これらの専門的な知見を当社の監査体制の強化に活かしていただくため、取締役候補者として選任するものであります。また、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。 なお、同氏は現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 大塚隆平氏、加納治夫氏及び林原菜穂子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、大塚隆平氏、加納治夫氏及び林原菜穂子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、全候補者の選任が承認された場合には引き続き独立役員とする予定です。
4. 各取締役候補者の選任が承認された場合は、当社は各候補者との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額としております。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

また、本選任に関しましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。本議案は第2号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社の株式数
コ スギ キン イチ 小 杉 公 一 (昭和27年12月12日生)	昭和61年4月 弁護士登録 平成19年4月 東洋大学法科大学院教授 平成27年10月 パブリックワン総合法律事務所 開設 現在に至る	一株
【補欠の社外取締役候補者とした理由】 同氏は、弁護士として培われた専門的な知識、経験等を有しており、これらの専門的な知識、経験等を当社の監査体制の強化に活かしていただくため、補欠取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。		

- (注) 1. 候補者と当社の間に特別の利害関係はありません。
2. 候補者は社外取締役候補者であります。
3. 小杉公一氏は、補欠取締役候補者であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員の候補者であります。
4. 当社は、小杉公一氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成5年5月14日開催の第33期定時株主総会において年額2億円以内とする旨のご承認をいただき現在に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬等の額に関する定めに代えて、経済情勢の変化その他諸般の事情等を勘案し、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬額を年額200百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含めないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は4名でありますが、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものいたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、経済情勢の変化その他諸般の事情等を勘案し、監査等委員である取締役の報酬額を年額30百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものいたします。

第 8 号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会が東邦監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人の長年にわたる会計監査の実績、独立性をはじめ職務的専門家としての適格性、当社の会計監査が適切に行われることを確保する体制などを総合的に勘案した結果、適任と判断したためであります。

また、親会社であるRIZAPグループ株式会社の会計監査人と統一することにより、監査の効率化及びグループの一元的な監査体制を確立するためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(平成29年 3 月31日現在)

名称	東邦監査法人		
主たる事務所の所在地	東京都千代田区神田小川町三丁目 3 番 2 号		
沿革	昭和54年 3 月 東邦監査法人設立		
概要	資本金	18百万円	
	構成人員	代表社員・社員	11名
		公認会計士（常勤）	6 名
		公認会計士（非常勤）	19名
		その他職員	2 名
	関与社数	69社	

以 上

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社東京証券取引所 東証ホール（2階）
電話 03-3666-0141



＜最寄駅＞

東京メトロ東西線 茅場町駅 (出口11) 徒歩5分

東京メトロ日比谷線 茅場町駅 (出口7) 徒歩7分

都営浅草線 日本橋駅 (出口D2) 徒歩5分

東京証券取引所内の駐車場はご利用できませんのでご了承ください。